

(目的)

第1条 この規程は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の12の規定に基づき、病院における医療に係る安全管理（以下「医療安全管理」という。）が適切に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則（令和5年11月1日施行）第2条に規定するもののほか、同規則において使用する用語の例による。

(安全管理体制)

第3条 理事長は、医療安全管理の推進のため、次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 医療安全管理責任者 看護部長（置かれていない場合にあっては、別に定めるところにより事務取扱又は代理をする者）
- (2) 医療安全推進担当者 医局長並びに看護部、診療補助部及び事務部に属するそれぞれの部署の長（それぞれ置かれていない場合にあっては、別に定めるところにより事務取扱又は代理をする者）

2 医療安全管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医療安全管理者と認定された者
- (2) 医療安全管理者リスクマネージャーその他医療安全管理者に準ずる者と認定された者
- (3) 医療安全管理に関し十分な知識があると病院長が認める者

3 理事長は、医療安全管理を適切に実施するため、次に掲げる委員会を設置する。

- (1) 医療安全管理委員会
- (2) 院内感染防止対策委員会
- (3) 医療ガス安全管理委員会
- (4) 褥瘡対策委員会

4 理事長は、医療安全管理を適切に実施するため、次に掲げる安全管理に係る責任者その他の者を置く。

- (1) 医薬品に係る安全管理
- (2) 医療機器に係る安全管理
- (3) 医療ガスに係る安全管理
- (4) 医療放射線に係る安全管理

5 第3項に規定する委員会（次条第1項第2号において「委員会」という。）及び前項に規定する責任者その他の者（次条第1項第2号において「責任者等」という。）に関し必要な事項については、別に定める。

(医療安全管理責任者等)

第4条 医療安全管理責任者は、医療安全管理に係る業務の監督及び総括を行い、及び医療安全管理担当者を指導監督するものとし、並びに医療安全管理に関する次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療安全管理に係る体制の構築に関すること。
- (2) 委員会及び責任者等の活動の円滑な運営の支援に関すること。
- (3) 医療安全管理のための職員に対する研修の実施の支援に関すること。

- (4) 医療安全管理のために必要な情報の収集に関すること。
- (5) 医療安全管理を目的とした改善のための方策の実施の支援に関すること。
- 2 医療安全推進担当者は、医療安全管理責任者を補佐し、及び所属の職員（以下「所属職員」という。）を指導監督するものとし、並びに次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 医療安全管理に係る体制の改善、推進等に関すること。
  - (2) 所属職員の医療安全管理に関する意識の向上に関すること。
  - (3) 前項第3号の研修（以下「研修」という。）を適切に実施するための体制の整備に関すること。
  - (4) 前項第4号の情報（以下「医療安全管理情報」という。）の提供に関すること。
  - (5) 前項第5号の方策（以下「医療安全管理改善方策」という。）を適切に実施するための体制の整備に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、医療安全管理の推進に関すること。

（秘密の保持）

第5条 職員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、医療安全管理に関し必要な事項については、理事長の承認を得て、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。